

国土交通省	自動車検査独立行政法人
-------	-------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 自動車検査業務	運輸支局の関連業務との一体化等	23年度以降実施	自動車安全特別会計の見直しの一環として、法人の業務と運輸支局の検査・登録業務を一体化するなど、大幅な効率化を図る。また、軽自動車検査協会との一体的運営・統合を検討し、実施する。	2a	「特別会計改革の基本方針」（平成24年1月24日閣議決定）において、自動車検査登録決定については自動車検査登録業務に係る新法人の設立にあわせて平成27年度末までに廃止し、自動車検査・登録業務との一体化については、新法人設立後の制度の在り方について平成24年度中に検討し、平成25年の通常国会に法案を提出するとされているところであり、これを踏まえ、関係部局及び法人において所要の検討を進めている。
	大幅な民間への業務移管	22年度から実施	指定整備工場の指定要件の緩和、認証工場への周知及び働きかけの強化等を通じ、指定整備率を向上させ、大幅な民間移管を検討し、実施する。これにより、法人の継続検査に係る事業規模を縮減し、新規検査、街頭検査、構造等変更検査に業務を重点化する。	2a	指定整備率の向上について、国土交通省から整備事業者団体の会合において説明を行うなど、整備業界に周知及び働きかけを行った。（指定整備率 H21年度末：73.3%、H22年度末 74.1% 指定整備工場数 H21年度末：29,111、H22年度末 29,224） さらに、指定整備工場の指定要件の緩和等大幅な民間移管について、安全・環境レベルを低下させないための必要な方策を含め、新法人設立後の組織・業務の在り方に関する検討作業の一環として検討しているところ。
	検査手数料の適正化	23年度以降実施	法人の業務・在り方の見直し、業務範囲の変更等を踏まえ、検査手数料の在り方や水準について検討を行い、検査手数料の適正化を図る。	2a	新法人設立後の組織・業務の在り方についての検討の一環として、検査手数料の在り方や水準について検討を進めている。
	検査業務の高度化に係る費用対効果の検証	23年度以降実施	運営の効率化及び検査の質の向上を図るため、費用対効果を厳密に検証した上で、検査業務の高度化を進める。	2a	検査業務の高度化について、運営の効率化及び検査の質の向上を図るため、平成23年度から始まる第3期中期目標・計画に反映したところ。平成23年度は、自動車技術の進展等に対応するべく、検査業務の高度化・改善について、IT等新技術の導入の検討・活用等を進めたところであり、今後とも引き続き検討・活用等を進めていく。

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	
02	事務所等の見直し	本部の移転	23年度中に実施	賃料コスト削減の観点から、本部（新宿区四谷）について、賃料コストの掛からない施設又は賃料コストの低い施設への移転を検討する。	2a	本部の移転については、検討を行ったが、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）において独立行政法人交通安全環境研究所との統合等が決定されたことを踏まえ、組織の見直しに係る検討に応じて、改めて検討を行う。
03	取引関係の見直し	競争入札の拡大	23年度以降実施	検査機器の保守管理業務に係る民間競争入札の全国への拡大を検討し、経費節減に努める。	2a	関東検査部管内において民間競争入札を導入（平成23年度～平成27年度）しているが、これを全国に拡大することを検討するため、実施拡大が可能と考えられる候補地域等について、平成24年度に一定の結論を得ることとしている。
04	業務運営の効率化等	検査コース数の削減、事務所等の集約・統合、要員の再配置・縮減	23年度以降実施	民間参入の拡大による継続検査業務の縮小等に伴い、検査コースの削減や事務所等を集約・統合し、要員の再配置や縮減等を図る。	2a	指定整備制度の更なる活用について、整備業界に周知及び働きかけを行うとともに、指定整備工場の指定要件の緩和等大幅な民間移管について、安全・環境レベルを低下させないための必要な方策を検討しているところ。これに伴う今後の継続検査業務量の推移や自動車検査登録事務所等の集約・統合化の可否とともに、要員の再配置や縮減等について検討をしている。